

令和2年8月24日

佐賀労働局長  
加藤博之 殿

佐賀地方最低賃金審議会  
会長 富田義典



佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金の改正決定の  
必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和2年8月24日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮詢のあった佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、「改正決定することを必要と認める。」との結論に達したので答申する。

令和2年8月24日

佐賀労働局長  
加藤博之 殿

佐賀地方最低賃金審議会  
会長 富田義典



佐賀県電気機械器具製造業関係最低賃金の改正決定の  
必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和2年8月24日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、「改正決定することを必要と認める。」との結論に達したので答申する。



令和2年8月24日

佐賀労働局長  
加藤博之 殿

佐賀地方最低賃金審議会  
会長 富田義典



佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金の改正決定の  
必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和2年8月24日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮詢のあった佐賀県陶磁器・同関連製品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、「改正決定することを必要と認める。」との結論に達したので答申する。